

## 弥富市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

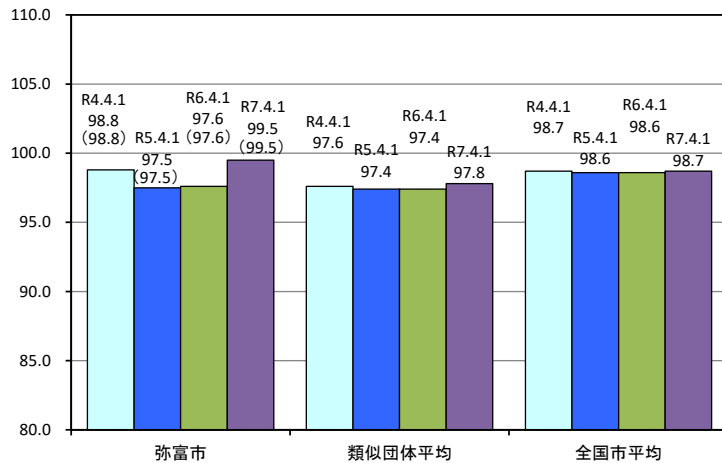
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	43,534	17,824,666	790,164	3,750,962	21.0	19.9

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	千円	千円
令和6年度	327	1,157,552	263,762	497,404	1,918,718	5,868	6,072

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由）

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日  
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の上重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準7%に対し、弥富市においても7%を支給。  
（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は7%、令和8年4月1日からは8%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	7%	8%
弥富市の支給割合	6%	7%	8%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
弥富市	40.7 歳	326,200 円	420,343 円	373,978 円
愛知県	41.7 歳	333,651 円	444,313 円	387,988 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	325,047 円	385,324 円	355,048 円

#### ②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (B) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	
弥富市	53.0 歳	11 人	243,300 円	264,673 円	261,445 円	—	—	—
うち用務員	48.6 歳	5 人	252,200 円	272,000 円	269,900 円	用務員	49.1 歳	244,800 円
うちその他 (保育所調理員)	56.8 歳	6 人	235,800 円	258,584 円	254,317 円	—	—	—
愛知県	52.3 歳	155 人	306,790 円	375,969 円	345,277 円	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—
類似団体	53.3 歳	10 人	308,699 円	337,304 円	323,663 円	—	—	—

区分	参 考		
	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
弥富市	—	—	—
うち用務員	4,395,800 円	3,395,700 円	1.29
うちその他 (保育所調理員)	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。  
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)  
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 5 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤労手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算額である。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	弥富市	愛知県	国	
一般行政職	大学卒	225,600 円	230,900 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	199,100 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	199,000 円	184,900 円	—
	中学卒	—	—	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	281,333 円	380,525 円	375,857 円	392,057 円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

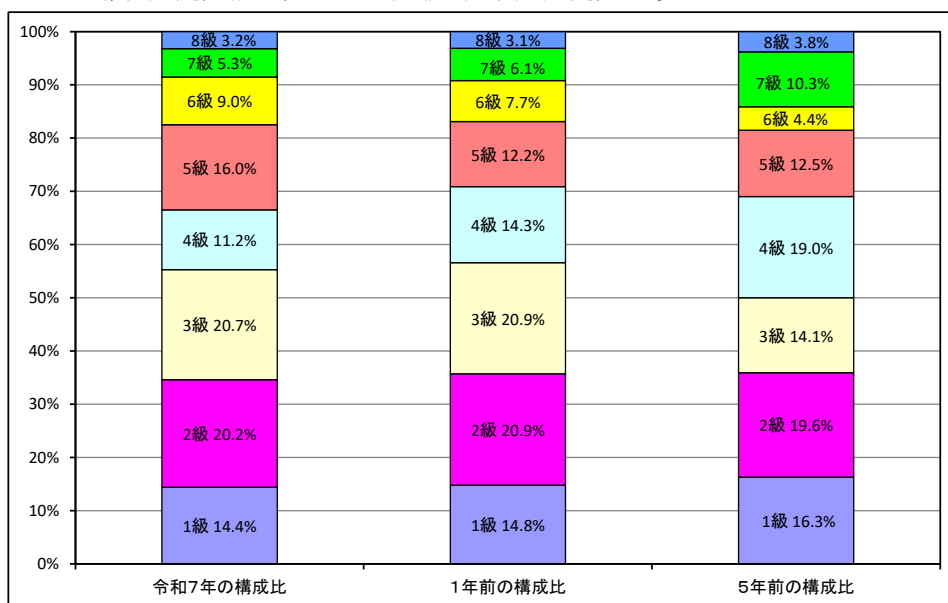
- (注) 該当職員が3名以下のため、経験年数を以下のとおり置き換えて掲載。  
 一般行政職大学卒の「20年」は「22年」、「25年」は「26年」、「30年」は「31年」のもの。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

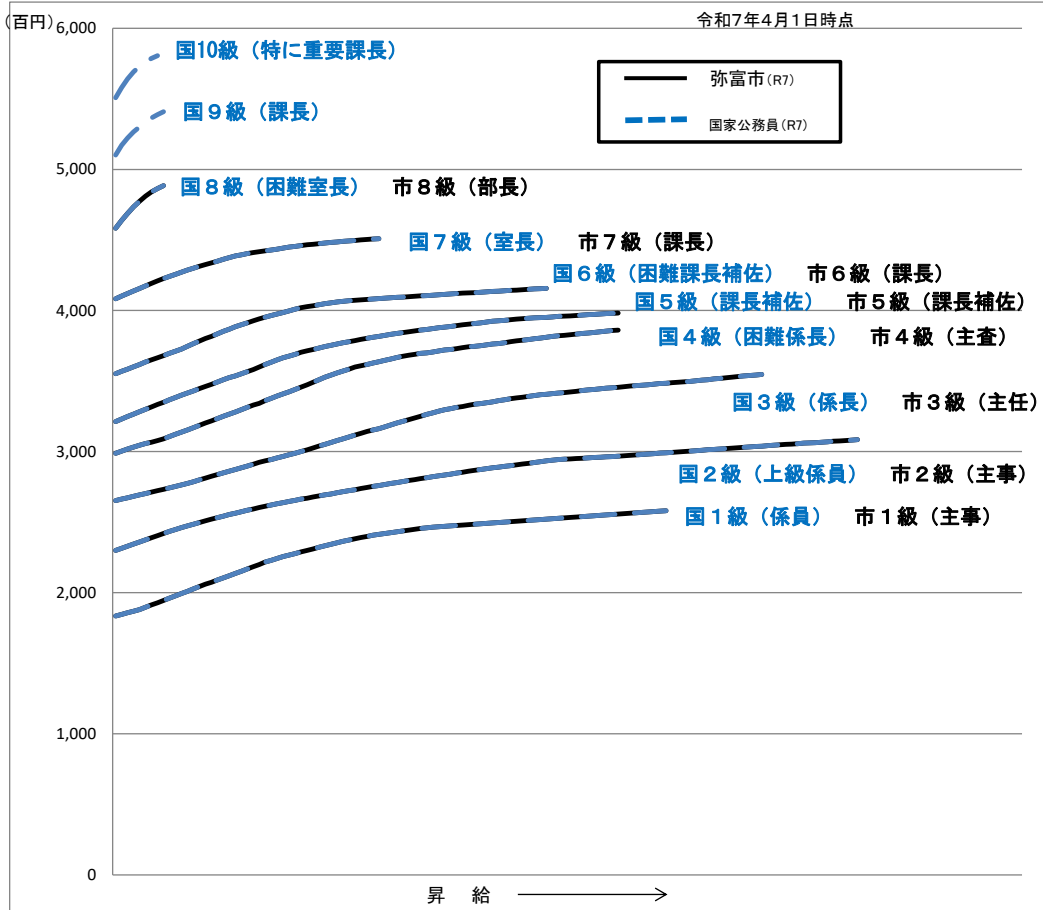
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	27 人	14.4 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主事	38 人	20.2 %	230,000 円	308,500 円
3 級	主任	39 人	20.7 %	265,300 円	354,700 円
4 級	主査	21 人	11.2 %	298,800 円	386,100 円
5 級	課長補佐	30 人	16.0 %	321,300 円	398,200 円
6 級	課長・主幹・副主任	17 人	9.0 %	355,200 円	415,700 円
7 級	次長・課長	10 人	5.3 %	408,300 円	450,900 円
8 級	部長	6 人	3.2 %	458,300 円	488,500 円

- (注) 1 弥富市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（弥富市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
①. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
②. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

弥 富 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,425 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,884 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20%  (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（弥富市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
②. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

弥 富 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3～45%加算) (退職時特別昇給 無 ) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
自己都合 4,922 千円 1人当たり平均支給額			応募認定・定年 16,094 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

##### (3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度普通会計決算)		72,744 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)		197,138 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
全地域	7.0 %	369 人	7.0 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度普通会計決算)		107 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)		5,933 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		5.2 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度普通会計決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死亡人取扱手当	左記業務に従事した職員	行旅死亡人取扱いの業務に従事したとき	0 千円	1日 2,000円
防疫作業手当	左記業務に従事した職員	感染症の処理作業に従事したとき	0 千円	1日 800円
犬猫等死体処理取扱手当	左記業務に従事した職員	犬猫等死体処理取扱いの業務に従事したとき	17 千円	1日 500円
生活保護現業業務従事手当	左記業務に従事した職員	福祉事務所における生活保護に関する現業業務に従事したとき	91 千円	1日 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度普通会計決算)	92,101 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度普通会計決算)	305 千円
支給実績(令和5年度普通会計決算)	91,729 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	303 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度普通会計決算)
扶養手当	◆父母等 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級までの職員 6,500円 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員 3,500円 ◆配偶者 3,000円 ◆子 11,500円 ◆満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、5,000円を加算	同	—	21,702 千円	228,442 円
住居手当	◆借家・借間の場合 (家賃月額16,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて最高28,000円を支給	同	—	17,007 千円	288,254 円
通勤手当	◆交通機関利用者 運賃に応じて最高150,000円を支給 ◆自動車等使用者 (片道2km未満の者は除く) 距離に応じて月額2,000円～31,600円を支給	同	—	24,004 千円	88,576 円
単身赴任手当	◆公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員 30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である場合は、交通距離に応じて、8,000～70,000円加算)	同	—	0 千円	0 円
管理職手当	◆部長相当職 80,500円 ◆次長相当職 69,100円 ◆課長相当職 60,400円 ◆主幹・保育所長 50,300円	異	支給区分支給額	34,583 千円	768,511 円
管理職員特別勤務手当	◆部長・次長相当職 8,500円 ◆課長相当職・主幹・保育所長 7,000円	異	支給区分支給額	108 千円	12,000 円
休日勤務手当	◆休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	—	326 千円	11,643 円
夜間勤務手当	◆正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	—	0 千円	0 円
宿日直手当	◆勤務1回につき 4,400円	同	—	1,074 千円	7,563 円

**5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）**

区分	給料	月額		等
		額	額	
給料	市長	931,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 384,500 円	
	副市長	770,000 円	816,000 円 / 594,000 円	
報酬	議長	498,000 円	580,000 円 / 332,000 円	
	副議長	446,000 円	510,000 円 / 295,000 円	
	議員	398,000 円	480,000 円 / 270,000 円	
期末手当	市長	(令和6年度支給割合)		
	副市長	3.45	月分	加算措置45%
	議長	(令和6年度支給割合)		
	副議長	3.45	月分	加算措置45%
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×39.2/100	17,517,696 円	任期毎
	備考	給料月額×在職月数×23.5/100	8,685,600 円	〃

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

**6 職員数の状況**

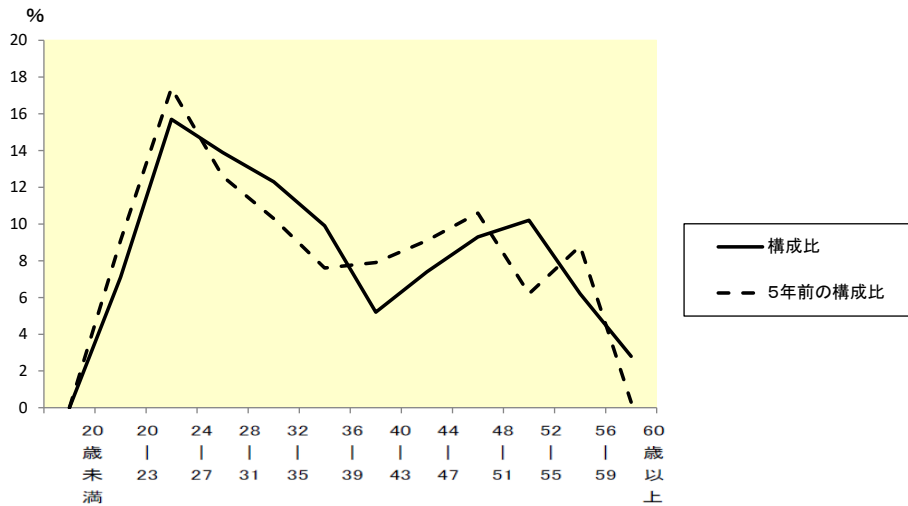
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	4	3	△1	議会部門の人員配置見直し
	総務・企画	71	68	△3	機構改革に伴う部門間の異動等による人員配置見直し
	税務	24	23	△1	退職に伴う再任用短時間勤務職員の配置による職員減
	民生	143	127	△16	公立保育所の民営化による職員減
	衛生	18	17	△1	健康推進課の人員配置見直し
	労働	0	0	0	
	農林水産	8	8	0	
	商工	4	4	0	
	土木	24	23	△1	都市整備課の人員配置見直し
	計	296	273	△23	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.09 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 75.22 人)
	教育部門	31	32	1	機構改革に伴う部門間の異動等による人員配置見直し
	小計	327	305	△22	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.06 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.64 人)
公営企業等部門	下水道	5	5	0	
	その他	15	14	△1	国保事業部門の人員配置見直し
	小計	20	19	△1	
合計		347	324	△23	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.42 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	23人	51人	45人	40人	32人	17人	24人	30人	33人	20人	9人	324人

(3) 職員数の推移

部門別	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	287	290	293	296	296	273	△ 14 ( △ 4.9 %)
教育	32	33	34	31	31	32	0 ( 0.0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ( — %)
普通会計	319	323	327	327	327	305	△ 14 ( △ 4.4 %)
公営企業等会計	21	22	21	20	20	19	△ 2 ( △ 9.5 %)
総合計	340	345	348	347	347	324	△ 16 ( △ 4.7 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。